

議案第 39 号

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定により，その例によることとされる同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき，茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約（平成 25 年 4 月 1 日施行）を別紙のとおり変更するため議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 25 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会に日立市及び稲敷地方広域市町村圏事務組合が加入することに伴い，茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約を変更するため。

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部を変更する規約

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約（平成25年4月1日施行）の一部を次のように変更する。

第2条中「水戸市」の次に「，日立市」を加え，「，鹿島地方事務組合」を削り，「及び鹿行広域事務組合」を「，鹿行広域事務組合，稲敷地方広域市町村圏事務組合及び鹿島地方事務組合」に改める。

附 則

この規約は，全ての構成団体の議会の議決があった日から起算して10日を超えない範囲内において構成団体の長が協議して定める日から施行する。